

市議会令和8年第1回定例会

議案及び議案資料

議案第20号～議案第22号

(第3集)

目 次

議 案 第 2 0 号	工事の請負契約の締結について（老人福祉センター柏寿荘改修工事（建築工事））	1
議案第20号資料	老人福祉センター柏寿荘改修工事（建築工事）関係	3
議 案 第 2 1 号	工事の請負契約の締結について（柏市立柏第五中学校屋内運動場長寿命化改良工事（建築工事））	9
議案第21号資料	柏市立柏第五中学校屋内運動場長寿命化改良工事（建築工事）関係	11
議 案 第 2 2 号	「指定管理者の指定について」の一部変更について（運動場、プール及び体育館）	25
議案第22号資料	「指定管理者の指定について」の一部変更（運動場、プール及び体育館）関係	27

工事の請負契約の締結について

老人福祉センター柏寿荘改修工事（建築工事）について，次のとおり請負契約を締結する。

令和 8 年 2 月 25 日提出

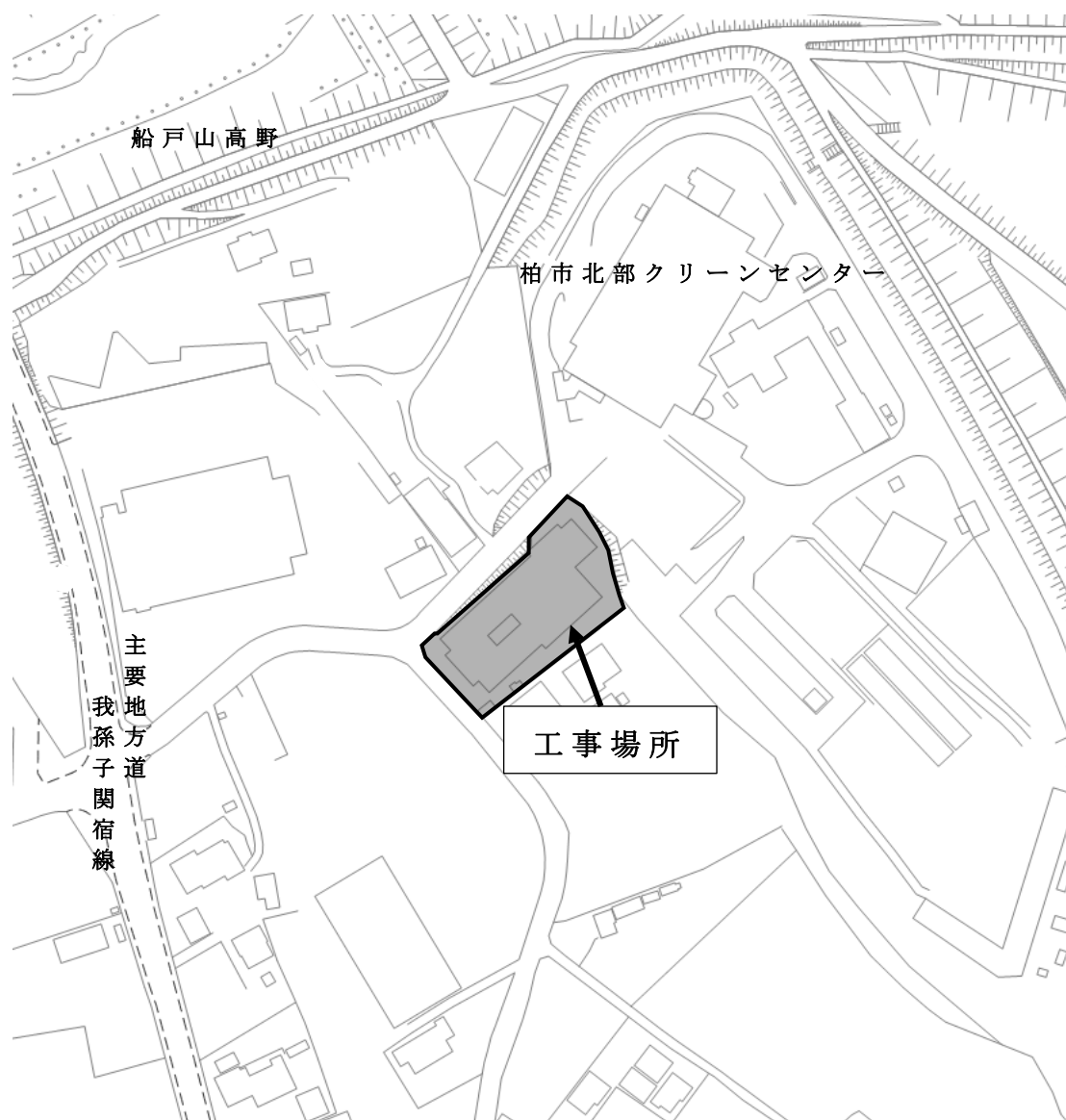
柏市長 太 田 和 美

提案理由

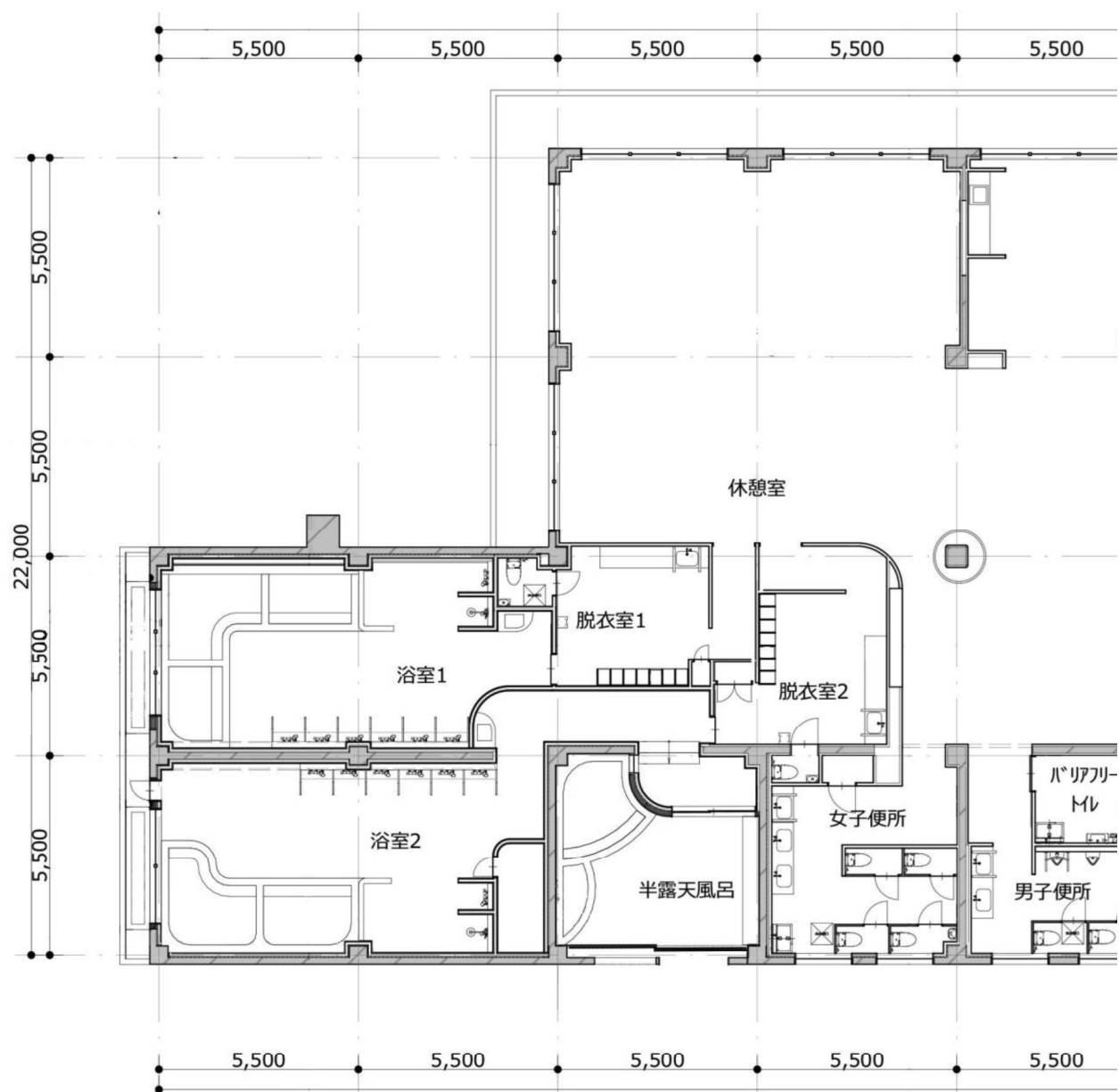
老人福祉センター柏寿荘の改修工事を行いたいのので提案する。

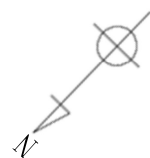
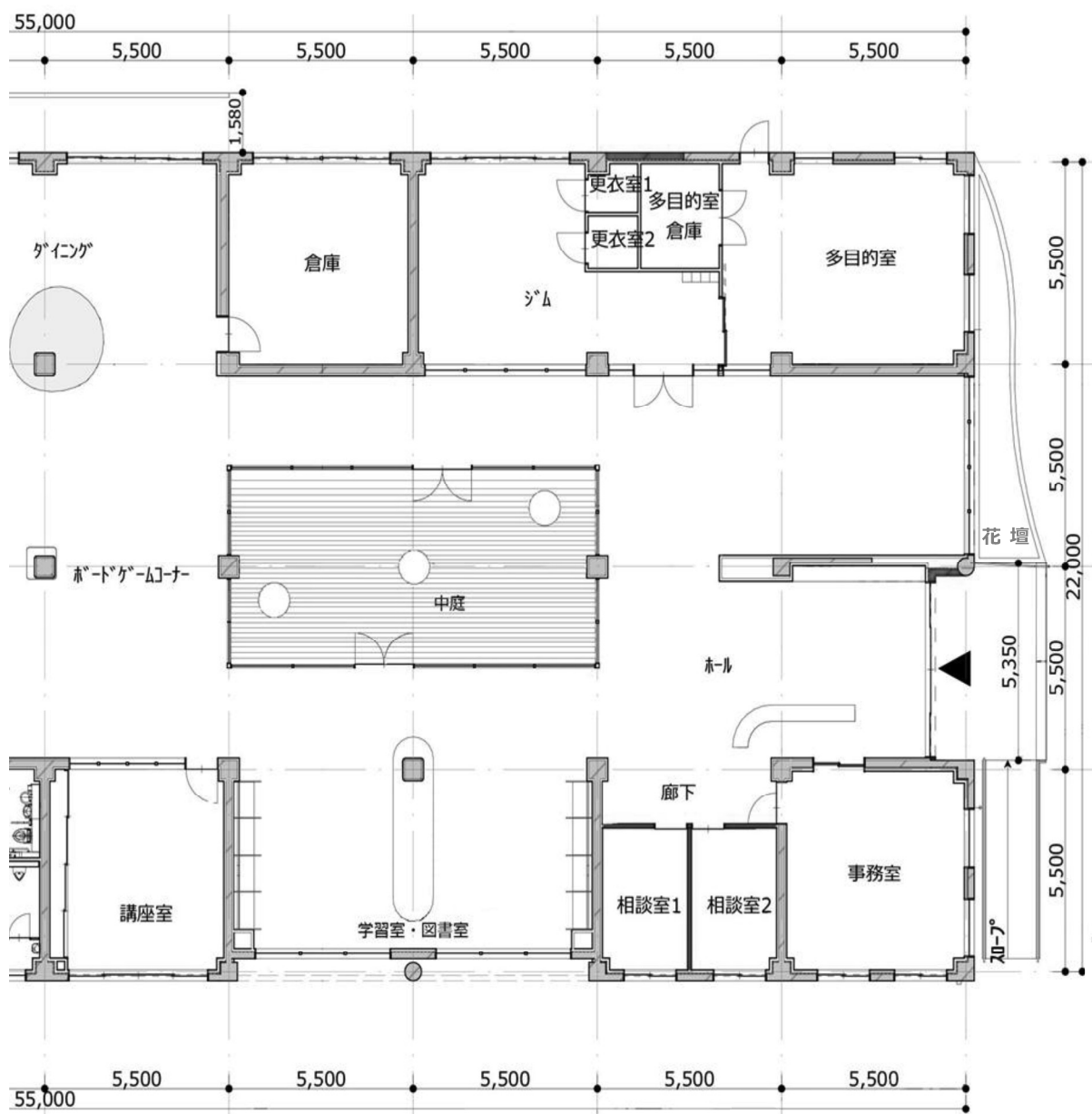
- 1 名称
老人福祉センター柏寿荘改修工事（建築工事）
- 2 場所
柏市船戸山高野535番2
- 3 概要
老人福祉センター柏寿荘の建築工事一式
(1) 内装の改修工事
(2) 外壁の改修工事
(3) 防水改修工事
(4) 断熱改修工事
(5) アスベストの撤去工事
(6) 外構工事
- 4 契約の方法
総合評価一般競争入札
- 5 契約金額
289,300,000円
- 6 契約の相手方
柏市戸張1373番地の5
古川建設株式会社
代表取締役 古川 一 昭

案内図



平面図





単位 m m

契約の経過

件名 老人福祉センター柏寿荘改修工事（建築工事）

- 1 公告 令和 7 年 1 1 月 5 日
- 2 申請期間 令和 7 年 1 1 月 6 日から
令和 7 年 1 1 月 1 7 日まで
- 3 資格確認通知 令和 7 年 1 1 月 2 0 日
- 4 設計図書閲覧期間 令和 7 年 1 1 月 5 日から
令和 7 年 1 2 月 1 0 日まで
- 5 開札 令和 7 年 1 2 月 1 1 日
- 6 入札の状況

入札 業者名	第 1 回			結果
	評価値	入札金額（千円）	加算点（価格 以外の要素）	
古川建設(株)	<u>4 . 1 0 6 4</u>	2 6 3 , 0 0 0	8 点	落札
太田建設(株)	3 . 9 8 5 2	2 7 1 , 0 0 0	8 点	

契約金額は、入札金額に当該金額の 1 0 0 分の 1 0 に相当する額を加算した金額とする。

- 7 仮契約 令和 7 年 1 2 月 1 8 日

工事請負入札参加業者調書

調査事項 \ 業者名	古川建設(株)	太田建設(株)
代表者氏名	古 川 一 昭	太 田 享
所在地 (本店又は主たる営業所)	柏市戸張 1 3 7 3 番地の 5	柏市高田 1 3 1 3 番地 4
建設業許可番号	知事(特-6)第 22524 号	知事(特-3)第 15843 号
総合評定値 (建築一式工事)	8 7 2 点	9 1 4 点
年間平均完成工事高	6 1 0, 4 1 5 千円	7 5 9, 4 3 0 千円
営業年数	3 9 年	4 6 年
資本金	2 0, 0 0 0 千円	2 0, 0 0 0 千円
主な実績	R 5 道の駅やちよトイレ 棟新築工事[国土交通省関 東地方整備局千葉国道事 務所]	柏市立土小学校校舎長寿 命化改良工事 (建築工 事) [柏市]

工事の請負契約の締結について

柏市立柏第五中学校屋内運動場長寿命化改良工事（建築工事）について，次のとおり請負契約を締結する。

令和 8 年 2 月 2 5 日提出

柏市長 太 田 和 美

提案理由

柏市立柏第五中学校屋内運動場の長寿命化改良工事を行いたいの
で提案する。

- 1 名称
柏市立柏第五中学校屋内運動場長寿命化改良工事（建築工事）
- 2 場所
柏市高田 9 1 9 番地の 1
- 3 概要
中学校の屋内運動場の内外装工事に係る建築工事一式
(1) 内外装の改修工事
(2) 屋根及びといの改修工事
(3) 多目的トイレの設置工事
(4) その他附帯工事一式
- 4 契約の方法
総合評価一般競争入札
- 5 契約金額
2 6 9 , 5 0 0 , 0 0 0 円
- 6 契約の相手方
柏市南柏二丁目 1 2 番 1 4 号
永岡建設工業株式会社
代表取締役 永岡 紀子

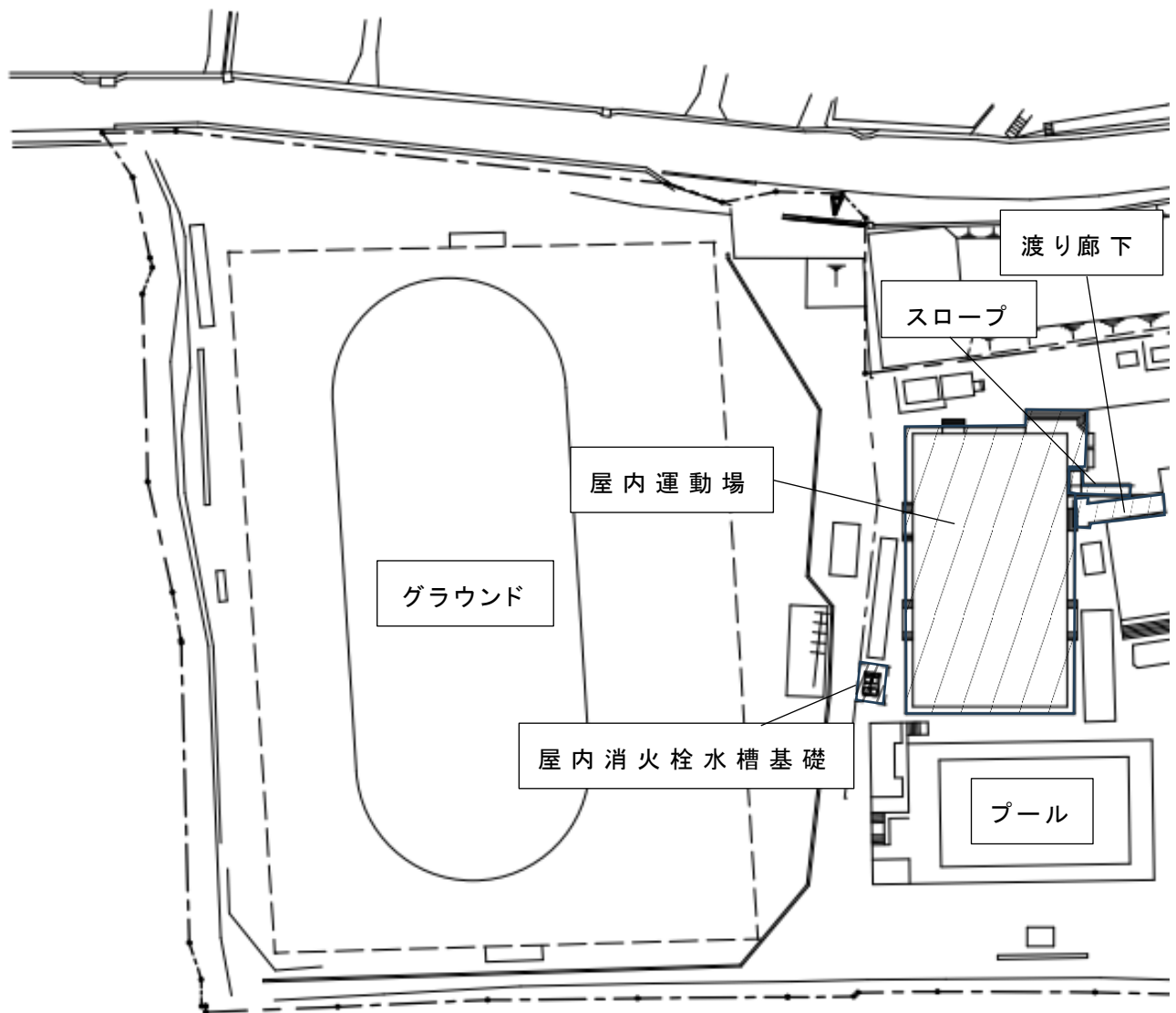
議案第21号資料

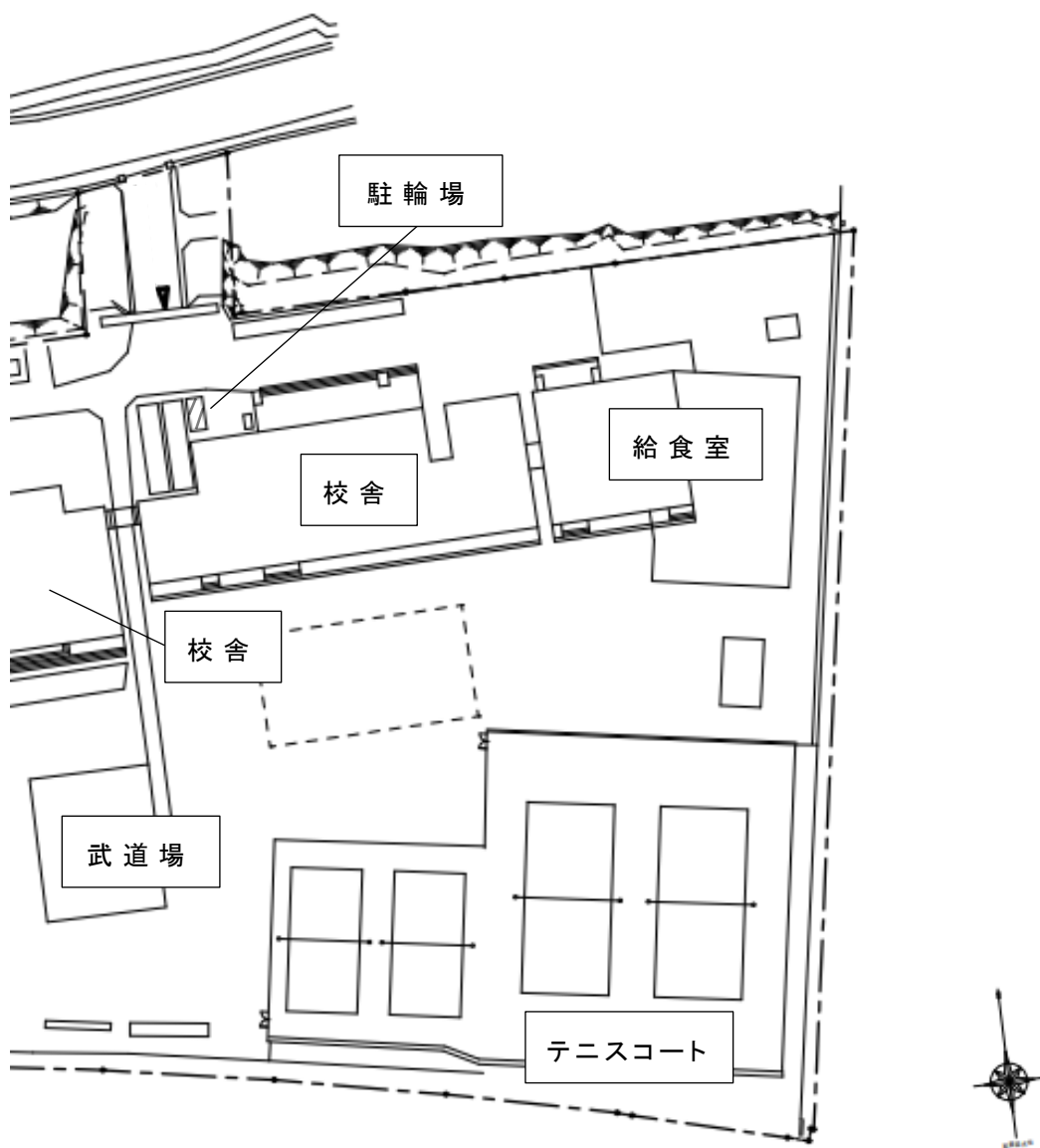
柏市立柏第五中学校屋内運動場長寿命化改良工事（建築工事）関係

案内図



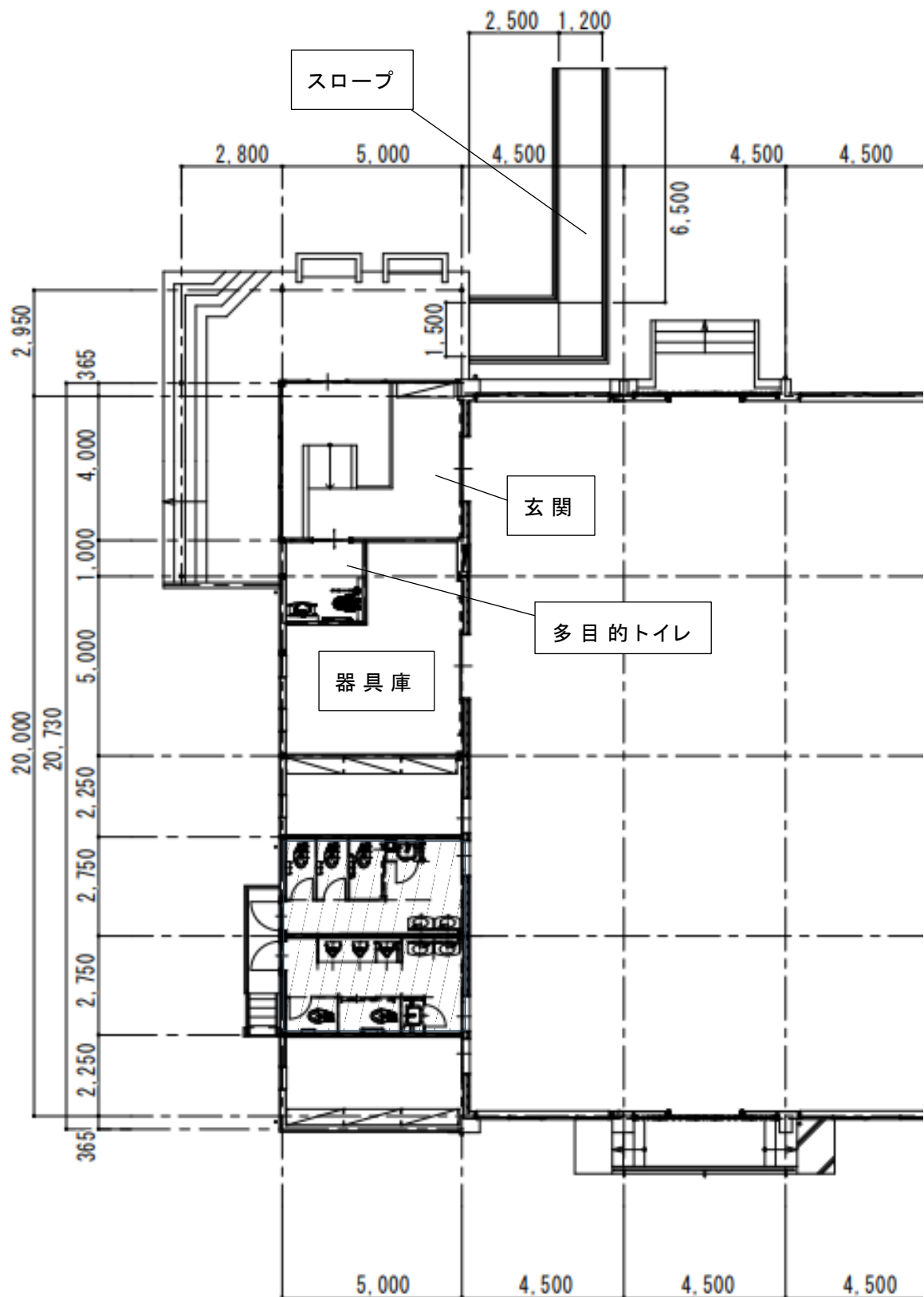
配置図

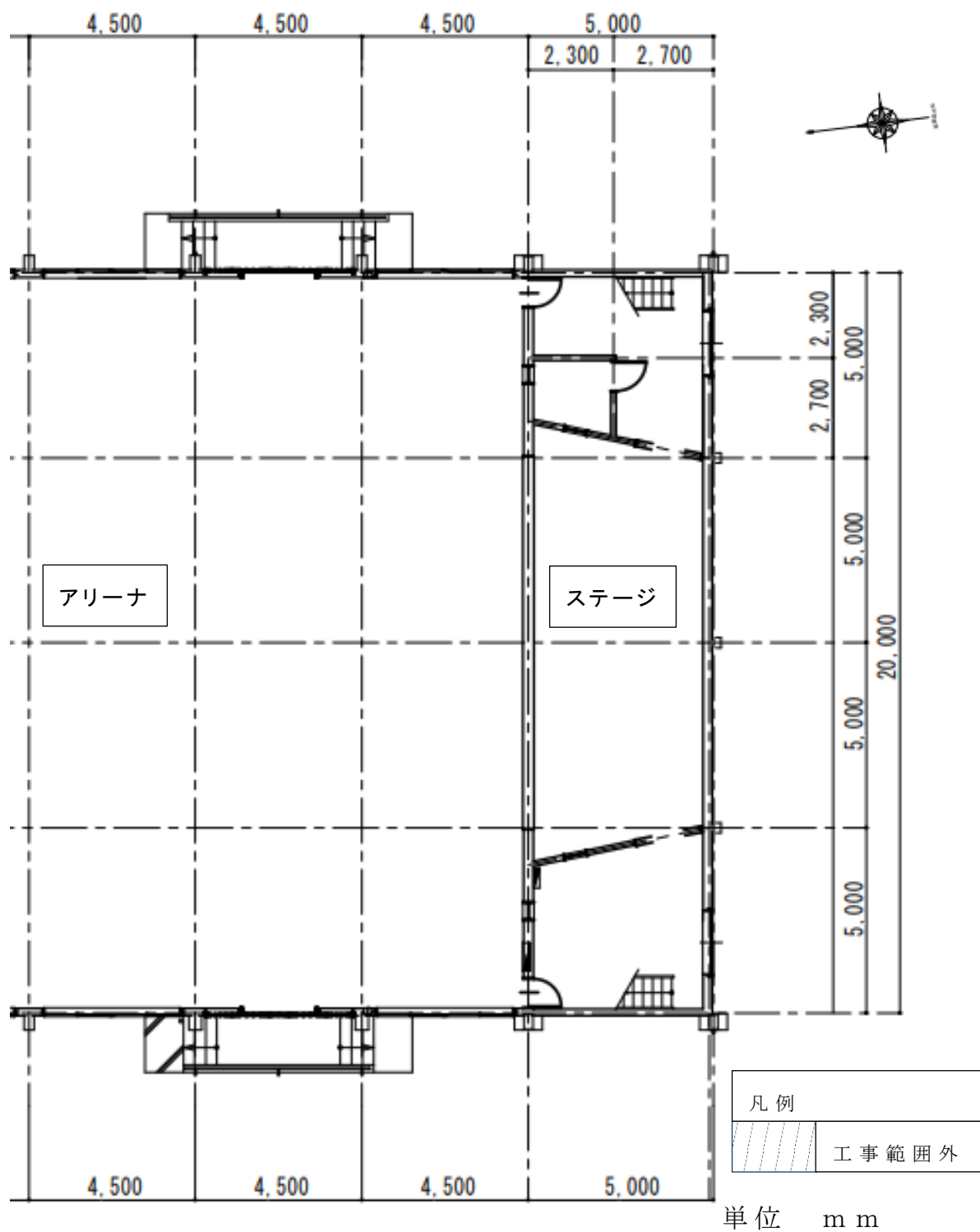




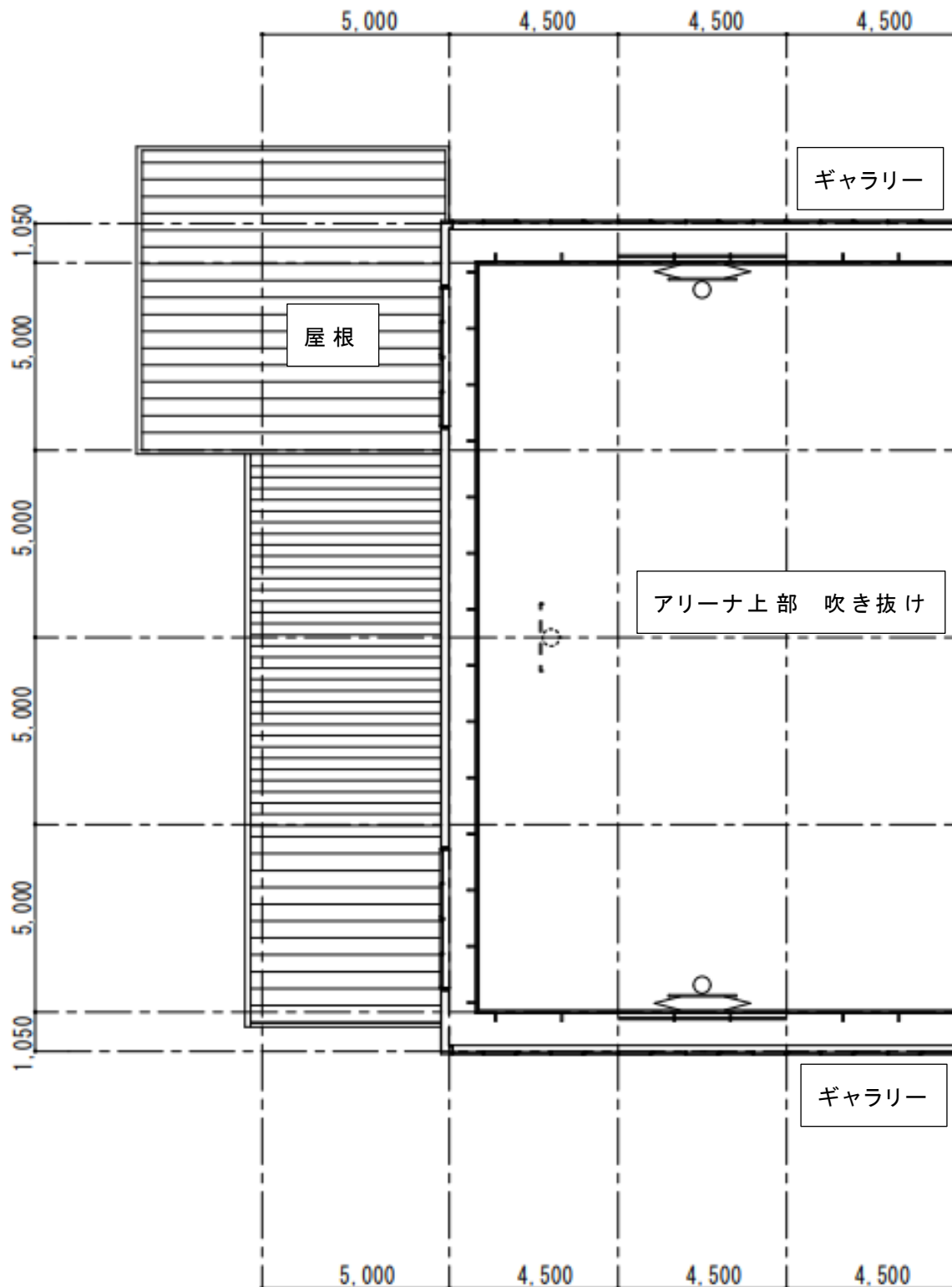
凡 例	
	工 事 箇 所

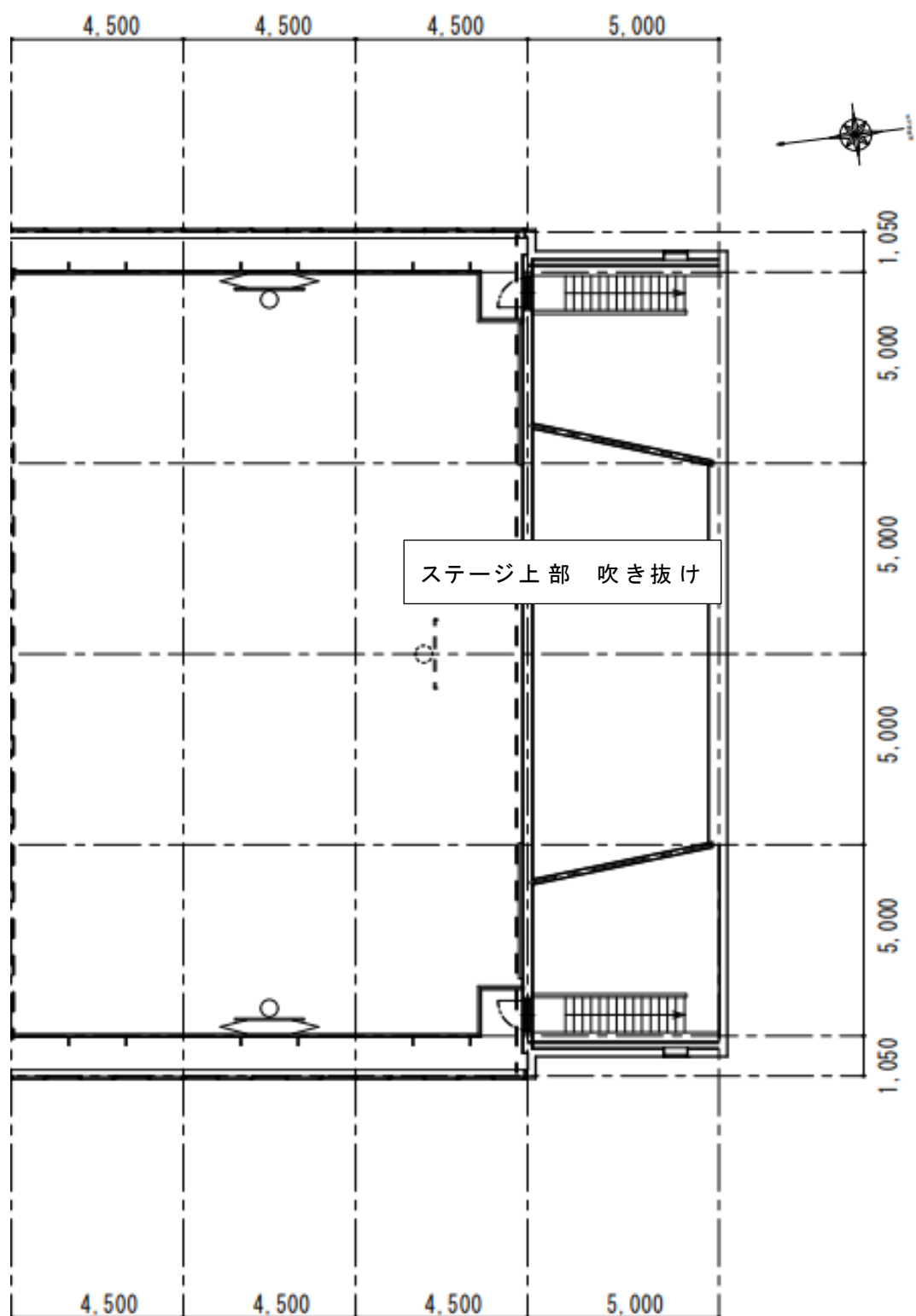
1 階平面図





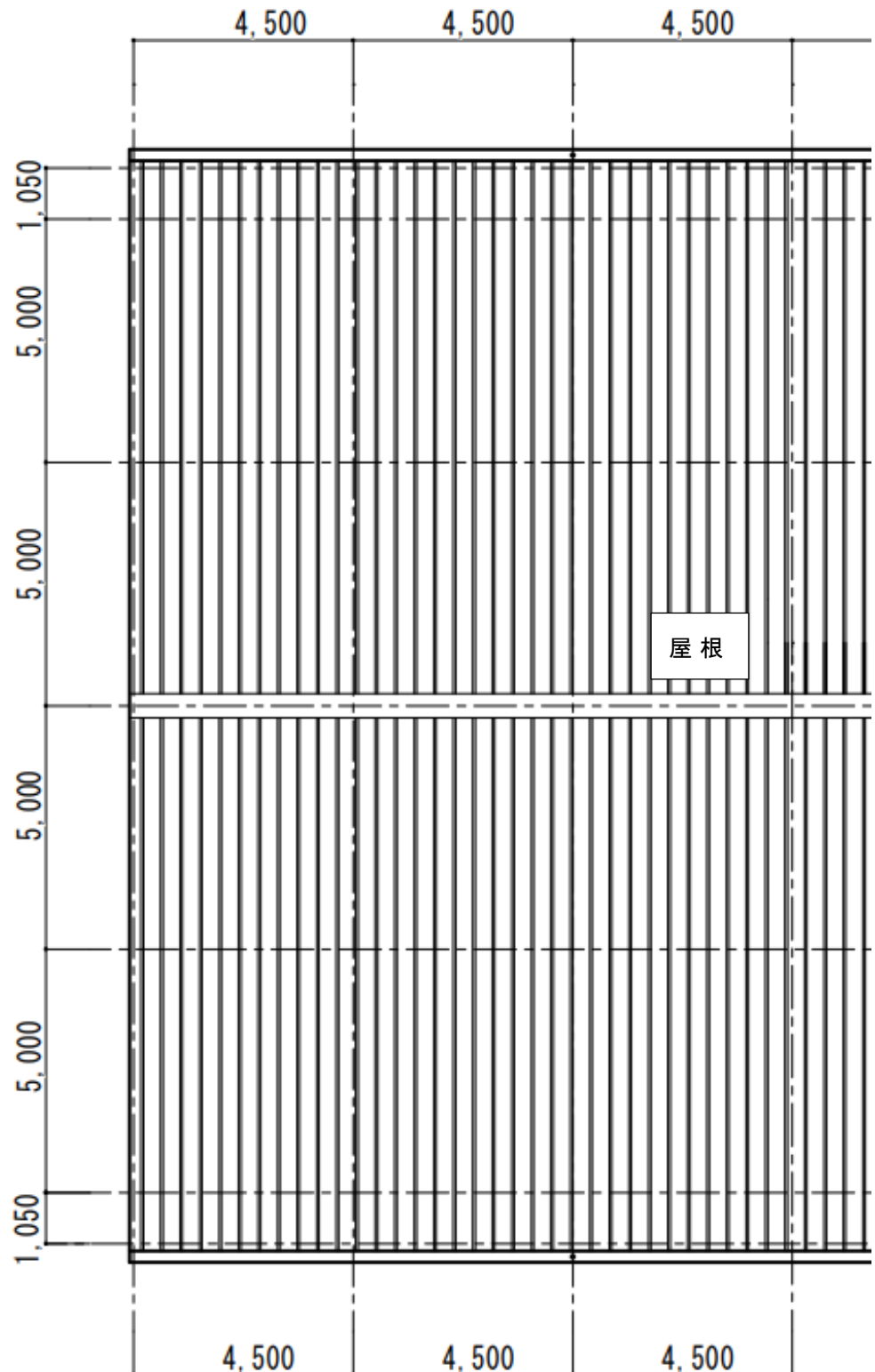
ギャラリー平面図

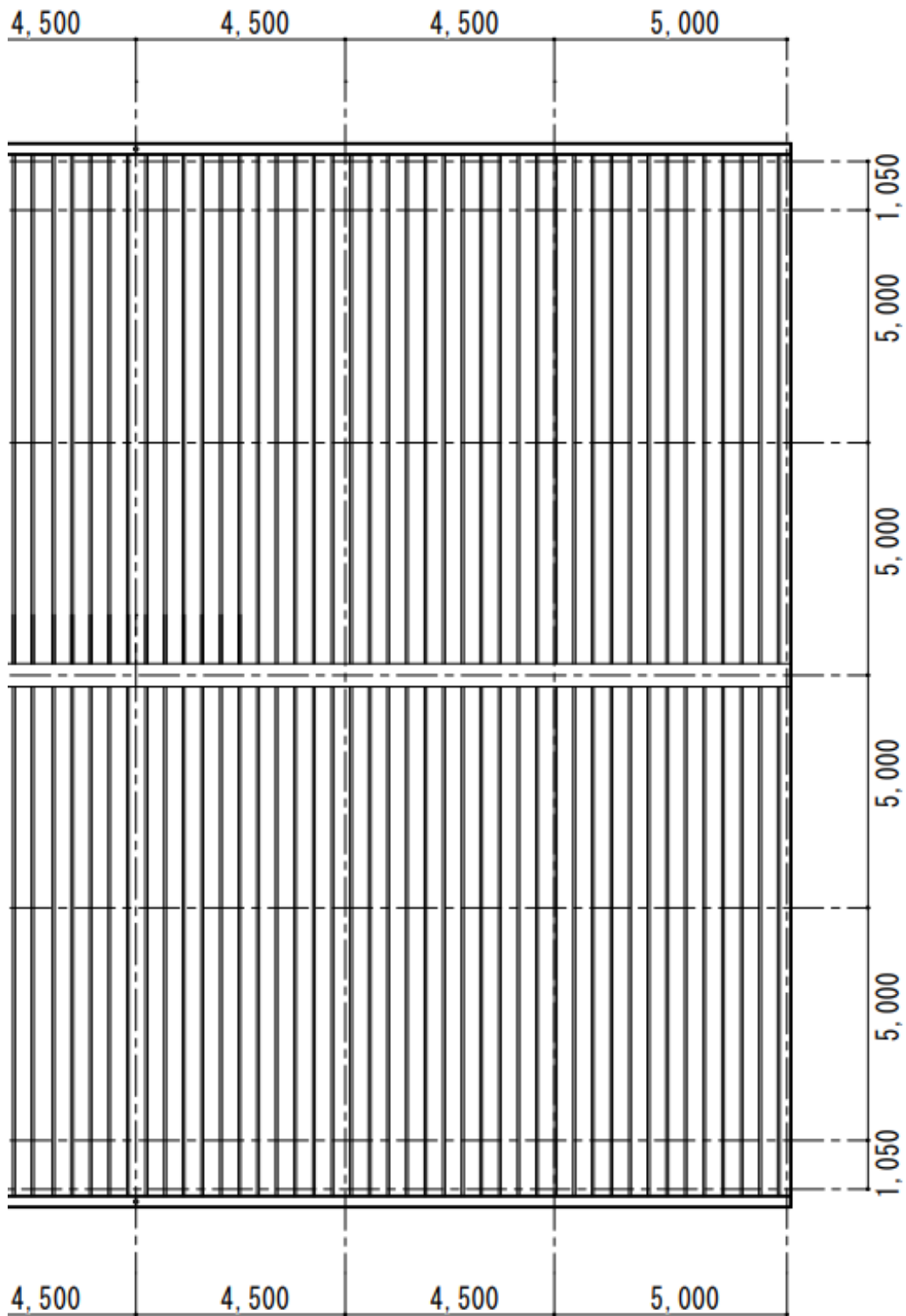




単位 m m

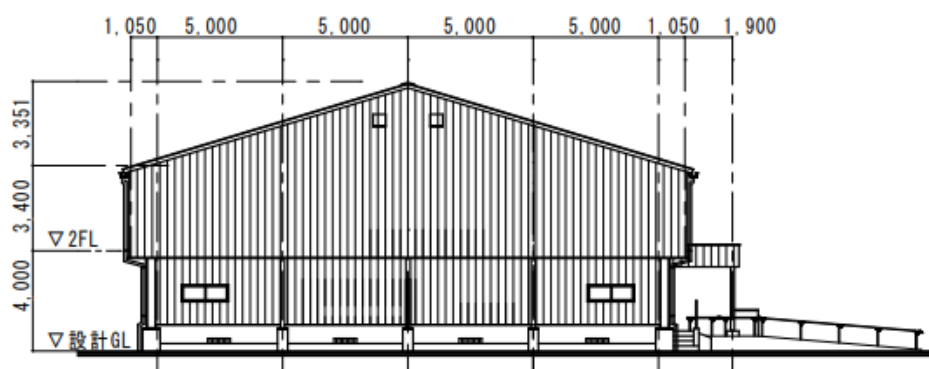
屋根伏せ図





単位 m m

立面图



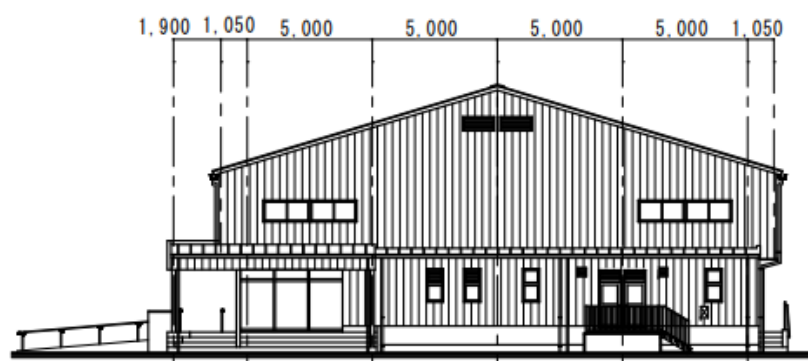
南側立面图



東側立面图



西側立面图



北側立面图

单位 m m

契約の経過

件名 柏市立柏第五中学校屋内運動場長寿命化改良工事（建築工事）

- | | | | | |
|------------------------|----|-----|-------|---------|
| 1 公告 | 令和 | 7 年 | 1 1 月 | 5 日 |
| 2 申請期間 | 令和 | 7 年 | 1 1 月 | 6 日から |
| | 令和 | 7 年 | 1 1 月 | 1 7 日まで |
| 3 資格確認通知 | 令和 | 7 年 | 1 1 月 | 2 0 日 |
| 4 設計図書閲覧期間 | 令和 | 7 年 | 1 1 月 | 5 日から |
| | 令和 | 7 年 | 1 2 月 | 1 0 日まで |
| 5 開札（第 1 回）
（第 2 回） | 令和 | 7 年 | 1 2 月 | 1 1 日 |
| | 令和 | 7 年 | 1 2 月 | 1 2 日 |

6 入札の状況

入札 業者名	第 1 回	第 2 回			結果
	入札金額 (千円)	評価値	入札金額 (千円)	加算点（価格以外の要素）	
永岡建設工業 (株)	2 5 3 , 0 0 0	<u>4 . 4 0 8</u> <u>1</u>	2 4 5 , 0 0 0	8 点	落札
椎名建設(株)	2 6 1 , 0 0 0	辞退			

契約金額は、入札金額に当該金額の 1 0 0 分の 1 0 に相当する額を加算した金額とする。

- | | | | | |
|-------|----|-----|-------|-------|
| 7 仮契約 | 令和 | 7 年 | 1 2 月 | 1 9 日 |
|-------|----|-----|-------|-------|

工事請負入札参加業者調書

調査事項 \ 業者名	永岡建設工業(株)	椎名建設(株)
代表者氏名	永岡紀子	竹内弘幸
所在地 (本店又は主たる営業所)	柏市南柏二丁目12番14号	柏市十倉二丁目3番地318
建設業許可番号	知事(特-4)第3804号	知事(特-7)第44906号
総合評定値 (建築一式工事)	81.4点	85.1点
年間平均完成工事高	319,321千円	657,880千円
営業年数	74年	16年
資本金	20,000千円	40,000千円
主な実績	柏市立柏第五中学校校舎 大規模改修工事Ⅰ期工事 [柏市]	市営北柏A棟外壁塗装及 び屋上防水改修工事[柏 市]

「指定管理者の指定について」の一部変更について

市議会令和 5 年第 4 回定例会において議決を経た「指定管理者の指定について」（議案第 5 号）の一部を次のとおり変更する。

令和 8 年 2 月 25 日提出

柏市長 太田和美

提案理由

大津ヶ丘中央公園市民プールの管理を行う指定管理者の指定の期間を変更したいので提案する。

市議会令和５年第４回定例会において議決を経た「指定管理者の指定について」（議案第５号）の一部を次のとおり変更する。

指定の期間の項中「令和１１年３月３１日（大津ヶ丘中央公園市民プールにあっては，令和８年３月３１日）まで」を「令和１１年３月３１日まで」に改める。

議案第 22 号資料

「指定管理者の指定について」の一部変更（運動場、プール及び体育館）関係

変更の理由

- (1) 大津ヶ丘中央公園市民プール（以下「本件プール」という。）については、市議会令和 5 年第 4 回定例会に本件プールの指定管理者の指定に係る議案を提出した時点では、本件プールのうち 25 m プールの老朽化等を理由に、令和 7 年度までに廃止することとしていたことから、当該指定の期間の終期を令和 8 年 3 月 31 日までとしていた。
- (2) しかしながら、柏市公共施設等総合管理計画第 2 期計画の策定に当たり、本件プールの廃止時期の検討を改めて行ったところ、本件プールのうち幼児プールについて利用に供することが可能である間は、本件プールの供用を継続するとの判断に至ったため、本件プールの廃止時期を令和 17 年度から令和 26 年度までの間に変更することとした。
- (3) (2) に伴い、本件プールの管理運営の方法について検討を行ったところ、大津ヶ丘中央公園の運動場及び本市の他のプール（以下「他の施設」という。）の指定管理者である株式会社協栄に本件プールについても一体的に管理させることが、本件プールの適切な管理運営に資するものと判断し、株式会社協栄が他の施設に係る指定管理者の指定を受けている期間の終期に合わせ、本件プールに係る指定管理者の指定の期間を変更しようとするものである。